

さとやま民泊ツアー 実施に係る中止規定

【新型コロナウイルス】

(以下のいずれかに該当しているとき、ツアーは中止とする。)

中止
●奈良市における「モニタリング（監視）結果」において、開催日の1週間前時点で直近3日間全てが「赤」の区分に該当する場合
●開催日の前日～1週間前までの間で、奈良県で「まん延防止等重点措置」または「緊急事態宣言」が発令されているとき

【警報発令時】

(前日16時～解散までの間に警報が発令されたとき)

実施	中止
屋内行程のみ実施（※）	屋外行程を中止する（※）

(※) 警報発令時は、原則屋内行程のみの実施とする。

また、屋外行程の前後などに屋内行程がある場合は以下の通りとする。

『屋内A ⇒ 屋外 ⇒ 屋内B』  『屋内A ⇒ 屋内B』と行程を変更する

【その他】

■市街地⇒集合地までの道路が通行止めとなった場合は、ツアー全体を中止とする。

■上記規定に関わらず、奈良市と有限会社オクダによる協議の結果、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能またはそのおそれが極めて大きいと判断されたとき、ツアーの全体を中止とします。

(・新型コロナウイルスの感染拡大が著しいと判断される場合
・会場が危険な状態である場合
・交通道路の不良の場合 など)